

千葉市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県規則第 39 号

### 千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県屋外広告物条例施行規則（平成 4 年千葉県規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 幕張新都心中心地区広告物景観形成地区における条例第 7 条第 4 項の基準は、別表第 2 の 4（自動車、鉄道等車両（モノレール車両を除く。）の広告にあっては別表第 2 の 2、モノレール車両の広告にあっては別表第 2 の 3）のとおりとする。

第 5 条中「別表第 3」の次に「（幕張新都心中心地区広告物景観形成地区にあっては別表第 3 の 2）」を加える。

別表第 1 広告物の種類の欄中「バス停留所」を「一般乗合旅客自動車の停留所（以下「バス停留所」という。）」に改める。

別表第 2 共通基準の項中「防げる」を「妨げる」に改め、同表建築物等に表示し、又は掲出するものの項中「一般乗合旅客自動車の停留所（以下「バス停留所」という。）」を「バス停留所」に改め、「2 個」の次に「。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものについては、この限りでない。」を加え、同表備考第 7 項中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

別表第 2 の 3 の次に次の 1 表を加える。

#### 別表第 2 の 4

	ビジネスエリア	賑わい創出エリア
共通基準	黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の	

安全を妨げるものでないこと。  
信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。  
歩行者の通行に支障となるものでないこと。  
広告物の照明は、点滅しないこと。

自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) バス停留所の上屋、標識及び施設に添加されるもの
- (2) 消火栓標識利用広告

自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 幕張新都心中心地区広告物景観形成地区内の住居、事業所又は作業場の氏名、名称、商標若しくは事業の内容を表示し、又は同地区内の住居、事業所若しく

				<p>は作業場へ案内し、若しくは誘導を行うための広告物又はこれを掲出する物件</p> <p>(2) 映像により表示する広告物又はこれを掲出する物件</p> <p>(3) バス停留所の上屋、標識及び施設に添加されるもの</p> <p>(4) 消火栓標識利用広告</p>
建築物等に表示し、又は掲出するもの	壁面に表示し、又は掲出するもの	総表示面積	1 壁面につき壁面面積の 5 分の 1 以下	
		設置形態等の制限	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行うものについては、この限りでない。	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行い、かつ、賑わいを演出するものについては、この限りでない。
		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。	
	壁面か	突出幅	事業所の敷地内で壁面から 0.75m	

	ら突き出すもの		メートル以下	
		上端の高さ	歩行面から3.5メートル以下	
		下端の高さ	歩行面から2.5メートル以上	
		設置場所	1階又は高架の公共用歩廊等の歩行者の通行がある階に限る。	
屋上に表示し、又は設置するもの	1表示面積	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下	
	広告物等の高さ		軒の高さの3分の2以下	
	突出幅		壁面から突き出してはならない。	
バス停留所の上屋に添加されるもの	1表示面積	2平方メートル以下		
	表示個数	上屋1基につき2個。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものについては、この限りでない。		
建築物等から独立したものの	小規模広告物 (1表示面積が2平方メートル以下のもの)	1表示面積	2平方メートル以下	
		総表示面積	8平方メートル以下	
		上端の高さ	7メートル以下	
		突出幅	道路上に突き出してはならない。(バス停留所の標識及び施設を利用するものを除く。)	

独立広告物 (1表示面積が2平方メートルを超えるもの)	1表示面積	20平方メートル以下	30平方メートル以下
	総表示面積	80平方メートル以下	120平方メートル以下
	上端の高さ	8メートル以下	15メートル以下
	突出幅及び敷地境界線からの後退距離	敷地境界線から1メートル以上後退すること。ただし、駐車場及び駐輪場等を案内し、又は誘導するものを道路上に突き出さずに設置する場 合については、この限りでない。	道路上に突き出してはならない。
	広告物等相互間距離	5メートル以上	
	鉄道等との距離	広告表示面の垂直方向20メートル以内に鉄道等がないこと。	
アーチ	1表示面積	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	15平方メートル以下
	総表示面積		30平方メートル以下

		設置形態等の制限		国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものであって、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。	
電柱類を利用するもの	電柱袖付広告	設置の制限	幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。		
	電柱塗装又は巻立広告	設置の制限	幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。		
	消火栓標識利用広告	広告物の大きさ	1表示面積0.32平方メートル以下		
		突出幅	支柱から0.8メートル以下		
		表示面の数	柱1本当たり2面以下		
表示個数		柱1本当たり1個			
アドバルーン	気球の直径	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	3メートル以下		
	広告幕の幅		1.5メートル以下		
	広告幕の長さ		1.5メートル以下		
	傾斜角度		地表面に対して45度以上		
立看板	上端の高	1.45メートル以下			

	さ	
	幅及び奥行き	0.9メートル以下
	設置場所	事業所の敷地内に設置すること。
のぼり	設置場所	事業所の敷地内に設置すること。

#### 備考

- 1 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 2 広告物又は広告物を掲出する物件が、円筒形、球形又はその表示面の数が5以上の場合及び広告物又は広告物を掲出する物件が回転する場合は、その最大投影面積を1表示面積とみなす。
- 3 「建築物等に表示し、又は掲出するもの」における「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 「敷地」とは、隣接する土地との境界が、塀、垣、柵、くい等で示された建築物の敷地をいう。
- 5 屋根等に表示し、又は掲出するものは、屋上等に表示し、又は掲出するものとみなす。
- 6 煙突等の工作物に表示し、又は掲出するものにあつては、その側面を利用するものは建築物等の壁面利用とみなし、側面より上方利用するものは屋上を利用するものとみなす。
- 7 バス停留所の上屋に添加されるものにあつては、事業者の名称等管理上必要な表示及び旅客自動車運送事業運輸規則第5条第3項の規定に基づく停留所の名称、運行系統、発車時刻等の表示は、表示面積及び表示個数に算入しない。

別表第3共通基準の項中「防げる」を「妨げる」に改め、同表の次に次の1表を加える。



別表第3の2

			ビジネスエリア	賑わい創出エリア
共通基準			<p>黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。</p> <p>蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p> <p>信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。</p> <p>歩行者の通行に支障となるものでないこと。</p> <p>広告物の照明は、点滅しないこと。</p>	
管理上の必要に基づき表示する広告物又は広告物を掲出する物件	土地を管理するためのもの	設置 個数	3,000平方メートルにつき1個	
		表示 面積	3平方メートル以内	
	物件を管理するためのもの	設置 個数	通常必要とする最小限の数	
		表示 面積	1平方メートル以内	
寄贈者名等の表示		設置 個数	施設又は物件当たり1個	
		表示	当該施設又は物件の表示面の投影面	

			面積	積の10分の1以下かつ0.5平方メートル以下	
自己の住居、事業所又は作業所に表示する広告物又はこれを掲出する物件	建築物等に表示し、又は掲出するもの	壁面に表示し、又は掲出するもの	総表示面積	1壁面につき壁面面積の5分の1以下	
			設置形態等の制限	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行うものについては、この限りでない。	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを行い、かつ、賑わいを演出するものについては、この限りでない。
			突出幅	壁面の端から突き出してはならない。	
		壁面から突き出すもの	上端の高さ	歩行面から3.5メートル以下	
			下端の高さ	歩行面から2.5メートル以上	
			突出幅	事業所の敷地内で壁面から0.75メートル以下	
			設置場所	1階又は高架の公共用歩廊等の歩行者の通行がある階に限る。	
			表示個数	1事業所当たり1個	

	屋上に表示し、又は設置するもの	1 表示面積	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下
		突出幅		壁面から突き出してはならない。
		広告物等の高さ		軒の高さの3分の2以下
		表示個数		1 事業所当たり 1 個
建築物等から独立したもの	小規模広告物（1表示面積が2平方メートル以下のもの）	1 表示面積	2 平方メートル以下	
		総表示面積	8 平方メートル以下	
		上端の高さ	7 メートル以下	
		突出幅	事業所の敷地から突き出してはならない。	
		設置個数	1 敷地につき 2 個	
		独立広告物（1表示面積が2平	1 表示面積	1 0 平方メートル以下
	総表示面積	4 0 平方メートル以下		

	方メートルを超えるもの)	積		
		上端の高さ	5メートル以下	
		突出幅及び敷地境界線からの後退距離	敷地境界線から1メートル以上後退すること。ただし、駐車場及び駐輪場等を案内し、又は誘導するものを事業所の敷地から突き出さずに設置する場合には、この限りでない。	事業所の敷地から突き出してはならない。
		設置個数	1敷地につき2個	
自動車、鉄道等車両（モノレール車両を除く。）の広告物		面積	1車両当たりの総表示面積が15平方メートル以下かつ1面当たりの表示面積が10平方メートル以下	
		設置形態	窓面、タイヤ等車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 車両の上部及び底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。	
モノレール車両の広告物		面積	1車両当たりの総表示面積が15平方メートル以下かつ1面当たりの表示面積が10平方メートル以下	

	設置 形態	車両の底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 乗務員室の窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 乗務員室の窓面以外の窓面に表示する場合は、透過する材質を用いること。
--	----------	--

#### 備考

- 1 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 2 広告物又は広告物を掲出する物件が、円筒形、球形又はその表示面の数が5以上の場合及び広告物又は広告物を掲出する物件が回転する場合は、その最大投影面積を1表示面積とみなす。
- 3 「建築物等に表示し、又は掲出するもの」における「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 「敷地」とは、隣接する土地との境界が、塀、垣、柵、くい等で示された建築物の敷地をいう。
- 5 屋根等に表示し、又は掲出するものは、屋上等に表示し、又は掲出するものとみなす。
- 6 煙突等の工作物に表示し、又は掲出するものにあつては、その側面を利用するものは建築物等の壁面利用とみなし、側面より上方利用するものは屋上を利用するものとみなす。

様式第17号中「3科目」を「3科目の」に、「施工のみの2科目」を「表示の2科目のみの」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第3及び様式第17号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。